

運 航 基 準

(人の運送をする内航不定期航路)

運河遊覧航路 (3)

運河遊覧航路 (4) ゴンドラ専用

ハウステンボス空港遊覧航路

ハウステンボス西海橋遊覧航路

ハウステンボス九十九島遊覧航路

大村湾遊覧航路

無人島航路

令和5年 3月 1日 改定

ハウステンボス株式会社

目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	4

第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は安全航管理規程に基づき、人の運送をする内航不定期航路の船舶運航の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象 海象 港 名	風 速	波 高	視 程	運河水位
運河内全棧橋	1 5 m/S 以上	0. 3 m 以上	5 0 m 以下	基準水深 2. 3m以上 基準水位+0. 1m以上 (T. P. +0. 4 以上)
ハウステンボス A 棧橋	1 5 m/S 以上	0. 5 m 以上	3 0 0 m 以下	
長崎空港				
長島・田島				

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

発航地	風速	波高	運河水位
運河内全棧橋	1 5 m/ s 以上	0. 3 m 以上	基準水位+0. 1m 以上
ハウステンボス A 棧橋	1 5 m/ s 以上	0. 5 m 以上	
長崎空港			
長島・田島			

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した水域	視程
運河内各栈橋	ハウステンボス運河全域	50m以下
ハウステンボス A栈橋	ハウステンボスA栈橋からマリナ海域 に至るまで	300m以下
長崎空港	長崎空港周辺5マイル海域	
佐世保港	港内より5マイルに至る海域	500m以下
長島・田島	長島・田島周辺5マイル海域	300m以下

4. 船長は、前3項に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなくてはならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

「おそれのある」とするおおよその判断基準(数値)は次のとおり。

	風速	波高	動揺
運河内	15m/s以上	波高0.3m以上	横揺れ5度以上
大村湾	15m/s以上	波高0.5m以上	横揺れ10度以上
佐世保港	15m/s以上	波高1.0m以上	横揺れ10度以上
鹿子前港	15m/s以上	波高1.0m以上	横揺れ10度以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、航行の継続を中止し帰港の措置をとらなければならない。

	風 速	波 高
運河内	1.5 m/s 以上	波高 0.3 m 以上
大村湾	1.5 m/s 以上	波高 0.5 m 以上
佐世保港	1.2 m/s 以上	波高 0.5 m 以上
鹿子前港	1.2 m/s 以上	波高 0.5 m 以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて航路外係留、最寄りの栈橋又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

運河内	視 程 50 m 以下
大村湾	視 程 300 m 以下
佐世保港	視 程 1000 m 以下
鹿子前港	視 程 1000 m 以下

5. 船長は、航行中運河水位が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、航路外係留、最寄りの栈橋への着栈の措置をとらなければならない。

運河水位	基準水位+0.1m以上
------	-------------

（入港及び着栈の中止）

- 第4条 船長は入港及び着栈予定地付近の気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港又は着栈を中止し、航路外での係留、又は最寄りの栈橋への着栈その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
運河内全棧橋	1.5 m/s 以上	0.3 m 以上	50 m 以下
ハウステンボス A 棧橋	1.5 m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下
長崎空港			
長島・田島			

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌又は運航協議記録簿に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航の継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点及び終点の発着時刻)
- (4) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻湊する海域
- (5) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) その他航行の安全を確保するための必要な事項

2. 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を航路図に記入して航海の参考に資するものとする。

第6条 基準経路は、運航基準航路図運河遊覧航路(3)(4)、ハウステンボス西海橋遊覧航路、ハウステンボス九十九島遊覧航路、ハウステンボス空港遊覧航路、大村湾遊覧航路、無人島航路に記載のとおり、常用基準経路とする。

第7条 速力基準は〔別表1〕に定めるとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を操縦席の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を操縦席に備え付けておかななければならない。

(特定航法)

第8条 早岐港ハウステンボスハーバーの航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときはハウステンボス地先1号ブイを左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行しハウステンボス地先2号ブイを左に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と平行して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 横島～ハウステンボス地先ブイ間は6ノット以下、地先ブイ～栈橋間は安全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。
- (5) 西海橋地先の魚釣崎とヘタ裸島を結ぶラインから長島港の区間は6ノット以下とし安全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。

(連絡方法)

第9条 船長と運航管理者の連絡は、次に掲げる方法とする。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	本 社 事 務 所	無線機 Or 携帯電話
(2)	緊急の場合	本 社 事 務 所	無線機 Or 携帯電話

(機器点検)

第10条 船長は、着栈前、栈橋手前1,500m付近において、機関の後進、舵等点検を実施する。これは、短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。但し、運河内が主航路となるA～E航路においてはこの限りではない。

(記録)

第 11 条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。